

規制の事前評価書

法令案の名称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

規制の名称：圧縮水素スタンド設置給油取扱所の業務に必要な設備に係る規制の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省消防庁予防課危険物保安室

評価実施時期：令和8年5月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 燃料電池自動車に水素を充填するための設備を設ける給油取扱所（以下「圧縮水素スタンド設置給油取扱所」という。）の位置、構造及び設備の技術上の基準については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第17条第3項において総務省令で基準の特例を定めることができるとされており、当該基準の特例は危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第27条の5において定められているところ、同条第5項では、圧縮水素スタンド設置給油取扱所に設けることができる設備として、危険物から水素を製造するための改質装置を定めている。しかし、当該改質装置は灯油等から水素を製造するためのものを想定しており、MCH（メチルシクロヘキサン）（注）から水素を製造するためのものが想定されていない（副生物であるトルエンが漏洩した場合の安全措置に係る規定がない、危険物の取扱量が実態に即していない等）。

（注）MCHは水素キャリア（水素貯蔵体）として用いられ、消防法上の危険物に該当する。

- 今般の改正は、MCHから水素を製造するための改質装置等を圧縮水素スタンド設置給油取扱所に設けることができることを明確化するものである。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「事業者によるGXの取組の環境を整備するため、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の調査・見直し検討に取り組む」ととされた。
- これを踏まえ、水素等のGX新技術に関連する危険物規制の課題を把握するため、消防庁では、水素等の製造・輸送・利用に関連する業界団体、関連企業が立地する地方公共団体に対してヒアリング調査を実施した。その結果、水素キャリアとして効率よく水素を運ぶことができるMCHの需要が高まる中、圧縮水素スタンド設置給油取扱所の技術上の基準はMCHを想定したものとなっておらず、MCHの活用に支障が生じている等の業界団体からの指摘があり、「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」において検討を行った。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」の報告書（令和7年3月28日）を踏まえ、水素、改質装置で使用するMCH又は副生物であるトルエンが漏洩した場合に改質装置の運転を自動的に停止させる装置を設ける安全措置を講じる場合は、MCHから水素を製造するための改質装置等を圧縮水素スタンド設置

給油取扱所に設けることができることとする。また、MCH から水素を製造するための改質装置における危険物の取扱量について、指定数量（危険性を勘案して令で定める数量）の 150 倍未満に緩和（現在は 10 倍未満）することとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ MCH から水素を製造するための改質装置を設けることを想定した規制とすることにより、MCH を活用しやすくなることで水素輸送の効率性が高まり、国内における水素等のGX新技術や燃料電池自動車の普及拡大に資する。なお、水素を輸送する方法や形態は様々であり、MCH の活用による輸送効率向上の効果について定量化することは困難である。
- ・ 事後評価の際には、業界団体等から課題の解消状況、更なるニーズの有無等を聞き取った上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 上記のとおり、一定の安全措置を講じる場合にのみ認められる特例であることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。なお、当該安全措置を講じる場合、事業者には、これに係る費用負担が生じるものと想定される。

<行政費用>

- ・ 新たに MCH から水素を製造するための改質装置等を圧縮水素スタンド設置給油取扱所に設置する場合、市町村長等が当該設置に係る変更許可や完成検査を実施する必要があるが、その費用については、当該許可及び検査に係る作業に消防吏員 1 人で 6 時間程度を要するものと推計される。
- ・ また、圧縮水素スタンド設置給油取扱所で火災が発生した場合の被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの事故報告の内容を精査することにより確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 一定の安全措置を講じる場合は、MCH から水素を製造するための改質装置等を圧縮水素スタンド設置給油取扱所に設けることができることとするについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会（令和6年6月6日、令和6年11月25日、令和7年2月14日、令和7年2月26日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-150.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後おおむね5年以内に事後評価を実施予定。